

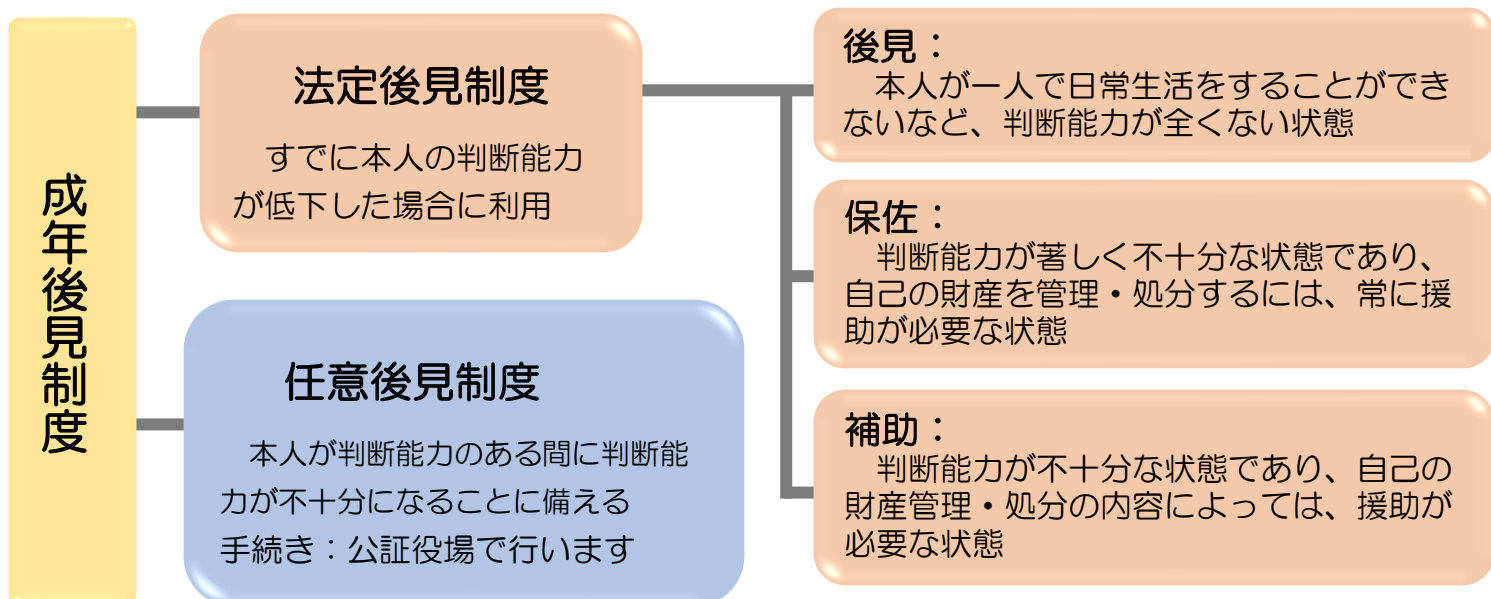
成年後見制度に関する相談は 吉賀町成年後見センター（中核機関）まで！

成年後見制度について

成年後見制度とは、認知症や精神障害、知的障害などの理由で、判断能力が十分でない方の財産管理や日常生活での契約などを行うときに、判断が難しく不利益を被ったり、悪質商法の被害者となることを防ぎ、**権利と財産を守ること暮らしを守り支援をする制度**です。

成年後見制度には、「法定後見制度」と「任意後見制度」の2種類があります。

さらに、「法定後見制度」には、本人の判断能力の程度によって「後見」「保佐」「補助」と3つの類型があります。



後見人の業務

身上監護

本人の生活に必要な手続き等を行います
(入院や介護サービスの契約、医療費の支払いなど)

財産管理

本人に代わって財産の管理をします
(収支の管理、預貯金、不動産など)

成年後見制度は、平成12年に施行されました。同時に介護保険制度が施行され、これまでの「措置」という行政処分を通じてサービス提供されていた時代から、介護を必要とする利用者と介護事業者との「契約」を通じて介護サービスが提供される時代となりました。認知症などにより契約行為が難しくなった方も必要なサービスが受けられたり、本人の意思や生き方を尊重した生活の支援ができるように、成年後見制度が整備されました。

しかし、成年後見制度の利用者数は近年増加傾向にあるものの、その利用者数は認知症高齢者等の数と比較して著しく少ない状況となっています。成年後見の申立て動機で多いのは、預貯金の解約等に次いで施設入所契約となっています。社会生活上の大きな支障が生じない限り、当制度があまり利用されていないという現状があります。そこで、そのような課題への対応策として吉賀町では地域連携の中核となる機関として「吉賀町成年後見センター（中核機関）」を設置しました。

吉賀町成年後見センターを設置しました。

吉賀町では、国の成年後見制度利用促進基本計画(平成 29 年 3 月 24 日閣議決定)に基づいて、令和 4 年 4 月 1 日より権利擁護に関する地域連携の中核を担う機関として「吉賀町成年後見センター」を設置しました。

吉賀町成年後見センター（中核機関）とは？

介護保険制度開始と同時期の平成 12 年からはじまった成年後見制度ですが、現状として、利用普及が十分に進んでいないことや、実際に利用に至るまでの判断が難しいなどの状況があります。このような背景があり、**成年後見制度など本人の生活を守るための制度が利用しやすくなるように、「地域連携ネットワークの中核となる機関」として設置されたのが「吉賀町成年後見センター（中核機関）」**です。

吉賀町では、吉賀町で暮らすすべての人々の人権を尊重し、一人ひとりがその人らしく地域で安心して生活できるよう、関係機関との連携及び協働により、成年後見制度等の普及及び相談、成年後見制度の利用の促進、後見人の支援、その他各種の権利擁護のための事業を行うことを目的に吉賀町が吉賀町社会福祉協議会にその事務の一部を委託し、吉賀町役場保健福祉課と吉賀町社会福祉協議会とで中核機関の機能を担う「吉賀町成年後見センター」を設置しました。

「吉賀町成年後見センター（中核機関）」には、以下の 5 つの役割があります。

① 広報・啓発

成年後見制度等の権利擁護事業に関する周知や、吉賀町成年後見センターの周知を行います。

② 権利擁護や成年後見制度の相談窓口

成年後見制度をはじめ、権利擁護支援に関するさまざまな相談を受け付け、一緒に考えて行きます。

③ 成年後見制度の利用促進

成年後見の申立てに関する書類等作成支援や、法人後見の担い手育成・活動支援を行います。

④ 後見人の支援

チーム等支援会議の調整・コーディネートや後見人等の相談窓口及び勉強会の開催、報告書類等作成支援を行います。

⑤ 地域連携ネットワーク構築

専門職団体や関係機関が連携体制を強化するための協議会の構築や運営に関する業務を行います。

成年後見制度や権利擁護に関するご相談、「吉賀町成年後見センター（中核機関）」などに関するお問い合わせは、下記連絡先までお願いします。

吉賀町成年後見センター（吉賀町社会福祉協議会内）
ところ：吉賀町社会福祉協議会（吉賀町福祉センター）
でんわ：0856-77-0136 担当：上山